

農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業実施要領

制 定 令和 2 年 3 月 31 日付け元食産第 5915 号

農林水産省食料産業局長、生産局長、水産庁長官通知

最終改正 令和 8 年 4 月 10 日付け

8 新食第 77 号、8 農産第 137 号、8 水推第 52 号

第 1 通則

本事業の実施については、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 1991 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 補助事業者

1 交付等要綱別表 1 の補助事業者の欄の 1 の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、2 の農林水産省農産局長、3 の水産庁長官が別に定める補助事業者は、次に掲げるとおりとする。

（1）民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、公社、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等をいう。以下同じ。）

（2）法人格を有さない団体で事業採択者（交付等要綱別表 1 の事業採択者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（3）民間団体等又は特認団体を構成員とする事業化共同体（以下「コンソーシアム」という。）

なお、コンソーシアムが補助事業者となる場合、地方公共団体がその構成員となることを妨げない。

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

（4）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 コンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書、構成する全ての団体間での契約締結書等のいずれかをあらかじめ作成していること。

- (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程を作成していること。
 - (4) 事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。
- 4 特認団体の申請をする団体は、交付等要綱第6第1項の規定により交付申請書を提出する際、別記様式第1号を併せて事業採択者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付等要綱別表2の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 食品産業プラスチック資源循環対策事業

食品産業におけるプラスチック資源循環の推進を目的として行う、下記の(1)又は(2)のいずれかの取組を行う。

(1) 再生プラスチック利用の取組の課題整理

食品事業者による再生プラスチックの利用拡大を目的として行う、下記の①及び②の取組を行う。

- ① プラスチック製品の回収、分別、再生、素材及び容器包装製造並びに流通を経て再生プラスチックが食品事業者によって容器包装として利用されるまでの取組。
- ② ①の取組の結果を踏まえ、再生プラスチックのライフサイクルにおける課題(量、質、コスト)について調査、検証を行い、再生プラスチック利用拡大に向けた対応策の検討、取りまとめを実施し、農林水産省事業担当課と協議の上、インターネットでの公表等により情報発信を行い、広く普及を図る取組。

(補助対象経費)

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、役務費、賃借料、消耗品費等

(2) 環境配慮設計製品の標準化促進

食品容器包装等の環境配慮設計(減量化、単一素材化、プラスチック以外への代替、再生プラスチックの利用等)の優良事例、知見を踏まえつつ、廃プラスチック削減や資源循環に資する製品設計の基準検討や、製品分野ごとの設計の標準化(製品設計ガイドライン策定等)に向けて行う取組を行う。

(補助対象経費)

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、役務費、消耗品費等

2 農畜産業プラスチック対策強化事業

農畜産業由来の廃プラスチックの排出抑制及び資源循環利用の推進に向け、農業現場の先進的な取組事例や廃プラスチックのリサイクル技術、プラスチック汚染に関する条約の影響等に関する調査の支援を行う。

(補助対象経費)

人件費、旅費、通信費、事務機器リース代金、消耗品費等

3 漁業系プラスチック資材の資源循環等推進事業

漁業分野における海洋プラスチックごみ対策として行う、下記の(1)から(3)までの取組の支援を行う。

(1) 漁具リサイクルの推進支援

全国的なリサイクル体制構築のモデルとなる効率的で低コストなリサイクル体制作りのための実証

(補助対象経費)

人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、役務費、消耗品費等

(2) リサイクルのインセンティブにつながる取組等支援

リサイクルのインセンティブにつながる取組として漁具リサイクルの認証制度の構築及び漁具リサイクルの普及啓発

(補助対象経費)

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、役務費、委託費、消耗品費等

(3) 生分解性漁具の開発・実証支援

プラスチック製漁具の海洋流出による海洋生物への負荷を抑制するために行う、生分解性漁具の開発・実証

(補助対象経費)

人件費、賃金、謝金、旅費、備品費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、役務費、開発費、消耗品費等

第4 事業実施手続

- 1 補助事業者は、別記様式第2号により事業実施計画を作成し、交付等要綱第6第1項の交付申請書に添付するものとする。なお、事業実施計画に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。また、事業実施計画中の別添「みどりチェックシート（環境配慮のチェック・要件化）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付するものとする。

2 事業実施計画の変更、中止又は廃止

事業実施計画の変更（交付等要綱別表2に掲げる軽微な変更を除く。）、中止又は廃止が生じた場合には、交付等要綱第12第1項の変更等承認申請書に別記様式第2号を添付するものとする。なお、中止又は廃止の場合には、別記様式第2号の添付を省略できるものとする。

3 事業の着手

- （1）事業の着手は、交付決定の通知後に行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、補助事業者は、別記様式第3号による交付決定前着手届を事業採択者に提出するものとする。

- （2）（1）のただし書の規定により交付決定の前に着手する場合については、補助事業者は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、交付等要綱第6第1項の交付申請書の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」の備考欄に、着手年月日、交付決定前着手届の文書番号等を記載するものとする。

4 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の「8 積算内訳」の「備考欄」の欄に記載し、かつ、資料を添付することにより事業採択者の承認を得るものとする。

- （1）委託先が決定している場合は、委託先名
- （2）委託する事業の内容及びそれに要する経費

5 事業実施結果の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに、事業実施状況に係る報告書を第1項の事業実施計画に準じて作成し、交付等要綱第17第1項の実績報告書

に添付するものとする。

6 指導

事業採択者は、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年度末までとする。

第6 採択基準等

1 採択基準等

交付等要綱第4第2項の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長又は水産庁長官が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- （2）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書・収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- （3）日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- （4）本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （5）同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- （6）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 事業の実施に関する留意事項

- （1）人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。
- （2）備品費を計上する場合は、事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品、機械又は器具の購入（取得単価が50万円未満のものに限る。）並びにこれらの据付等に必要な経費とする。

なお、耐用年数が経過するまでは、補助事業者による善良なる管理者の

注意をもって当該備品を管理する体制が整っていることとし、当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこととする。

(3) そのほか、本要領第3に定める補助対象経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とします。

- ① 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ② 補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入経費の場合

第7 収益納付

1 交付等要綱第23第1項の報告に当たっては、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに、別記様式第4号による収益状況報告書を事業採択者に提出しなければならない。

ただし、事業採択者は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

2 事業採択者は、前項の報告などに基づき、補助事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができるものとする。

3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して1年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とし、事業採択者は、特に必要と認める場合にあっては、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第8 事業効果の調査分析

1 事業採択者は、本事業の効果について調査分析を行うため、補助事業者に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、補助事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。

2 事業採択者は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。

3 事業採択者は、2の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前

の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 13 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

番 号
年 月 日

（事業採択者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業
特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員

名称	所 在 地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従 業 員 数	資 本 金	年 間 販 売 額	主 要 事 業	備 考

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議、調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料

別記様式第2号（第4第1項関係）

農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業
事業実施計画

事業項目名	
交付等要綱別表2の経費の欄に掲げる事業項目 【例】 1 食品産業プラスチック資源循環対策事業 （1）再生プラスチック利用の取組の課題整理	
1 補助事業者の概要	
※1 営業経歴（沿革）など補助事業者の概要を記載すること。 2 組織運営の公開性（インターネットによる公表等）を示す内容を記載すること。 3 当該事業に関する専門的知見を十分に有していることが分かるように記載すること。 4 これまで行ってきた当該事業に関する活動について、実績があれば、具体的に記載すること。 過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無 （該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。）	
事業担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）
	所属（部署名等）
	役職
	所在地
	電話番号
	FAX
	メールアドレス
ホームページURL	

※ 交付等要綱別表2の3の事業においては、「事業担当者名及び連絡先」を「経理担当者名及び連絡先」とする。

2 事業の実施体制
※ 1 責任体制が把握できるように記載すること。 2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。 3 事業に関係する者の全体像が把握できるように記載すること。 4 連携又は委託を行う団体がある場合は、その名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。
3 事業の概要 (事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。)
4 事業の実施方法 (事業内容の具体的な実施方法、実施手順を記載すること。)

5 事業実施のスケジュール

(事業全体の実施期間とスケジュールを記載すること。)

6 事業目標（達成すべき成果）、波及効果
（事業目標及び事業により得られる効果について、具体的かつ定量的に記載すること）

※具体的な数値目標等の記載例（以下の例を参考に1つ以上記載すること。）

(食品産業プラスチック資源循環対策事業)

- ・食品事業者によって容器包装として利用されるまでの取組を全国で●件実施する。
- ・再生プラスチック材料を使用した包装の導入に向けて、ステークホルダー及び有識者を集め、課題検討・評価を行い、報告書を取りまとめる。
- ・当該製品分野における容器包装事例を●件調査・分析し、製品設計基準の項目候補及び設計基準を検討・取りまとめる。
- ・業界団体等における製品分野の設計標準化や、自主的な設計ガイドラインの策定に向けた戦略、草案を作成する。

(農畜産業プラスチック対策強化事業)

- ・農畜産業由来の廃プラスチックの排出抑制・資源循環利用の推進に向けた調査を全国●箇所で行う。

(漁業系プラスチック資材の資源循環等推進事業)

※課題提案書第5事業評価手法及び効果の内容を記載すること。

- ・●箇所の地域において、リサイクル体制作りのための実証を実施。
- ・漁具リサイクルの認証制度に係る検討会を●回実施。
- ・生分解性製材を用いた漁具（●●）の開発・実証。

[illegible]

8 積算内訳				
(単位：円)				
区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業				
計				
※ 1 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。 2 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託先名（委託先が決定している場合）、委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を備考欄に記載すること。				

※欄に収まらない場合は別葉とすることができる。

別添（別記様式第2号関係）（交付等要綱別表2の1の事業の場合）

みどりチェックシート（環境配慮のチェック・要件化）

	申請時 (します)	1 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(1)	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
(2)	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
(3)	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	2 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(4)	☐	食品、プラスチック等の廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
(5)	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	3 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
(6)	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
(7)	☐	関係法令の遵守	☐
(8)	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
(9)	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

- (注) 1 第4第1項の規定による事業実施計画の作成に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」にチェックすること。
- 2 第17第1項の規定による実績報告書の作成に当たっては、「報告時（しました）」欄の「□」にチェックすること。
- 3 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行うものとする。
- 4 記入された個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、本人の同意がなければ第三者に提供することはない。
- 5 (7)の「関係法令」とは、主に以下に掲げるものをいう。
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律

第60号)

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

別添（別記様式第2号関係）（交付等要綱別表2の2の事業の場合）

みどりチェックシート（環境配慮のチェック・要件化）

	申請時 (します)	1 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(1)	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
(2)	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
(3)	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	2 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(4)	☐	食品、プラスチック等の廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
(5)	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	3 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
(6)	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
(7)	☐	関係法令の遵守	☐
(8)	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
(9)	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

（注） 1 第4第1項の規定による事業実施計画の作成に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」にチェックすること。

2 第17第1項の規定による実績報告書の作成に当たっては、「報告時（しました）」欄の「□」にチェックすること。

3 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行うものとする。

4 記入された個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、本人の同意がなければ第三者に提供することはない。

5 （7）の「関係法令」とは、主に以下に掲げるものをいう。

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成

7 年法律第112号)

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

別添（別記様式第2号関係）（交付等要綱別表2の3の事業の場合）

みどりチェックシート（環境配慮のチェック・要件化）

	申請時 (します)	1 適正な施肥	報告時 (しました)
(1)	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	2 適正な防除	報告時 (しました)
(2)	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	3 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(3)	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
(4)	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
(5)	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
(6)	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(7)	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
(8)	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
(9)	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない□) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
(10)	☐	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	7 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
(11)	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
(12)	☐	関係法令の遵守	☐
(13)	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
(14)	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
(15)	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(注) 1 交付等要綱第4第1項の規定による事業実施計画の作成に当たっては、「申請時（します）」欄の「☐」にチェックすること。

2 交付等要綱第17第1項の規定による実績報告書の作成に当たっては、「報告時（しました）」欄の「☐」にチェックすること。

3 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行うものとする。

4 記入された個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、本人の同意がなければ第三者に提供することはない。

5 (12)の「関係法令」とは、主に以下に掲げるものをいう。

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

番 号
年 月 日

（事業採択者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業
交付決定前着手届

農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業実施要領第4
第3項（1）の規定に基づき、下記のとおり条件を了承の上、届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担することとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととする。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととする。

（注）関係書類として、別添を添付すること。

別添（別記様式第3号関係）

事業内容	交付決定前に 着手する内容	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

番 号
年 月 日

（事業採択者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金
（〇〇〇事業）に係る収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金に関する令和〇年度の収益の状況について、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業実施要領第7第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | 事業の内容 | |
| 2 | 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 | 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 | 補助金の確定額 令和〇年〇月〇日付け〇第〇号による額の確定通知額 | 円 |
| 5 | 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 | 本年度収益納付額 | 円 |

（積算根拠）

(注) 1 収益計算書等を添付すること。

2 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。